

# リニア中央新幹線における 環境基準の類型の当てはめに関する事務手続について

現在、山梨県は、リニア中央新幹線における騒音に関する環境基準の類型の当てはめ(以下、「類型の当てはめ」と言う。)に向けて作業を進めています。

事務手続きに関して、次の項目により説明します。

- 騒音の環境基準について
- リニア中央新幹線に適用される環境基準について
- 類型の当てはめに関する本県の対応について
- リニア中央新幹線の沿線市町との連携について

# 騒音の環境基準について

環境基準は、環境基本法第16条第1項において「政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。」とされ、行政上の政策目標です。

そして、騒音に関する環境基準は一つではなく、次のとおり3種類の環境基準があります。

- ①騒音に係る環境基準・・・航空機、鉄道及び建設作業には不適用
- ②航空機騒音に係る環境基準・・・航空機のみ適用
- ③新幹線鉄道騒音に係る環境基準・・・新幹線のみ適用

この内、リニア中央新幹線には、③が適用されます。

# リニア中央新幹線に適用される環境基準について

【告示】新幹線鉄道騒音に係る環境基準について(昭和50年環境庁告示第46号)

環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域類型	基準値	当てはめる地域
I 類	70 dB以下	主として住居の用に供される地域
II 類	75 dB以下	商工業の用に供される地域等、I 類以外の地域であって、通常的生活を保全する必要がある地域

【事務処理基準】新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準について  
(平成13年環大企2号)

※知事は、国から示された基準に従い、類型の当てはめを行うこととなります。

類型を当てはめる地域	新幹線鉄道騒音から通常的生活を保全する必要がある地域
------------	----------------------------



用途地域ごとの区分	類型を当てはめる地域		類型を当てはめない地域
	I 類型(70dB)	II 類型(75dB)	
都市計画法の用途地域が定められている地域	①第1種、第2種低層住居専用地域 ②第1種、第2種中高層住居専用地域 ③第1種、第2種住居地域及び準住居地域	④近隣商業地域、商業地域 ⑤準工業地域、工業地域	⑥工業専用地域
都市計画法の用途地域が定められていない地域※	①～③に相当する地域	I 類型ではない地域 (商工業地域)	山林、原野、農用地等

※都市計画法の用途地域が定められていない地域は、上記の基準に従い、知事が判断して類型の当てはめを行います。

# 類型の当てはめに関する本県の対応について①

## ～用途地域以外の地域について～

本県の騒音に関する規制として、騒音規制法による規制があります。



騒音規制法においては、規制区域を設けて、工場、事業場などから発生する騒音の規制を行っています。



騒音規制法の規制区域は、住民の生活環境を保全する必要がある地域として指定されており、リニア中央新幹線沿線における都市計画法の用途地域以外の地域を広い範囲でカバーしています。



◎リニア中央新幹線の騒音から生活環境を保全する必要がある地域として、騒音規制法の規制区域が適切と考え、当該規制区域を基本として類型の当てはめを行うこととしました。

## 類型の当てはめに関する本県の対応について②

### ～類型の当てはめ範囲について～

類型の当てはめを行う必要がある範囲とは？



事務処理基準で示された、主として住居の用に供される地域であるⅠ類型（70dB）を超える可能性がある地域であることを国に確認しました。



リニア中央新幹線の走行騒音が70dBを超える可能性がある地域について、環境影響評価書、実験線の状況及び有識者の助言を得ながら科学的見地に基づき指定対象となる範囲について検討しました。



◎リニア軌道の両側400mを類型の当てはめについて検討する範囲としました。

# 類型の当てはめに関する本県の対応について③

## ～まとめ～

リニア軌道の両側400mの範囲における次の地域について、類型の当てはめを行うこととしました。詳細については、別添の「リニア中央新幹線の騒音に係る環境基準の類型の当てはめ方針(山梨県)」をご覧ください。

類 型	都市計画法の用途地域 (事務処理基準で規定)	都市計画法の用途地域が定められていない地域
I 類型 (70dB以下)	住居地域・準住居地域等	住居地域相当の騒音規制法の規制地域
II 類型(75dB以下)	商業地域・工業地域等	商工業地域相当の騒音規制法の規制地域
当てはめなし	工業専用地域	騒音規制法の未規制地域及び、規制地域のうち未規制地域に連続して住居が存在しない農用地等

## リニア中央新幹線の沿線市町との連携について

- 騒音規制法の規制区域については、市については市長が、町村については町村の意見を確認した上で県が、告示することとなります。
- 現在、沿線市町に対して、指定幅400mの範囲における土地の利用状況の確認と、その状況を勘案した騒音規制法の規制区域の見直し作業を依頼しております。
- 今後、沿線市町が行っている都市計画や騒音規制法の規制区域の見直しを基本に、類型を当てはめる地域を指定します。